

2018年3月23日 全5頁

移行期間で暫定合意したブレグジット交渉

北アイルランド国境問題での具体的な解決策は棚上げ

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 105

ロンドンリサーチセンター
シニアエコノミスト
菅野 泰夫

[要約]

- 3月19日、EUバルニエ首席交渉官と英デービス EU 離脱担当相は、EU 離脱交渉の後に欧州委員会で会見を行い、129ページにおよぶEU 離脱協定草案の部分合意を発表した。今回の交渉の争点ともなった移行期間についても、2020年末までの21ヶ月間とすることで暫定合意に至った。
- 移行期間が実現するかは、今回の離脱協定草案が全て合意できるかにかかっている。バルニエ首席交渉官は「全てが合意されるまで何も合意されない」とのこれまでのスタンスを再度強調し、離脱協定が全て最終合意に至らない限り、移行期間については確約が無いと牽制した。合意を目指す上で、最も大きな障壁は、アイルランドと北アイルランドの国境問題といわれている。
- 仮に、今後、EU 離脱協定草案が英国議会で採決されたとしても、新協定交渉の協議が移行期間中に終結する可能性は低いとされるため、ハード・ブレグジット（ノー・ディール）が起こる可能性は依然変わらないとする向きも多い。今回の移行期間の暫定合意により、金融パスポート制度についての懸念を抱える金融機関や、サプライチェーン分断に直面する自動車セクターなどの懸念は払拭しきれないといわれている。

暫定合意に至った移行期間

3月19日、EU バルニエ首席交渉官と英デービス EU 離脱担当相は、EU 離脱交渉の後に欧州委員会で会見を行い、129 ページにおよぶ EU 離脱協定草案の部分合意を発表した¹。(既に同草案の7割程度が合意されており) 今回の交渉の争点ともなった移行期間についても、2020 年末までの21ヶ月間とすることで暫定合意に至った。英国側の移行期間を2021年3月末とする提案は退けられ、移行期間中は単一市場・関税同盟に留まり、EU 規制を順守するが、EU 機関内での決議権を失うノルウェー型に類似するモデルを採用することとなった。

図表 1 EU 離脱協定草案の抜粋 (3月19日)

	英国側の提案	EU側の提案	3月19日の合意内容
金融パスポート制度	維持は求めないものの、同等性評価のような制度を導入	単一市場を離脱する場合、パスポート制度も離脱	今後の通商協定交渉の結果次第
移行期間	2年間(2021年3月29日まで)	21ヶ月(2020年末まで)	21ヶ月(2020年末まで)
漁業	移行期間開始直後から英国の漁業政策を適用	移行期間中は、新たな条約が結ばれない限り、EUの共通漁業政策を適用	移行期間中は、新たな条約が結ばれない限り、EUの共通漁業政策を適用
アイルランド国境	テクノロジーを活用し、ハード・ボーダーなしでの行き来を可能とする	北アイルランドのみを単一市場・関税同盟に留め、「共通規制地域」とする	英国による代替案で合意に至らない限り、EU側の提案を採用、今後とも交渉を継続
移民	移行期間中にEUからの移住したEU市民の家族が移行期間終了後に英国に移住する場合は現在と同じ権利を保障しない	移行期間中のEUからの移民にEU離脱前の移民と同じ権利を与える	移行期間中のEUからの移民にEU離脱前の移民と同じ権利を与える
欧州司法裁判所	移行期間開始直後に欧州司法裁判所(ECJ)の管轄下から離れるものの、EU離脱後8年間に亘って、必要に応じてECJに案件を委ねる	移行期間中は、ECJの管轄下に留まる	今後とも交渉を継続
手切れ金	2020年までのEU予算拠出(350-390億ポンド程度)	2020年までのEU予算拠出(350-390億ポンド程度)	2020年までのEU予算拠出(英予算責任局は、371億ポンドと試算)

(注) 3月19日の合意内容は、緑は交渉官レベルで合意
(出所) 欧州委員会より大和総研作成

デービス EU 離脱担当相は「決定的に重要なステップとなった」とコメントしているが、今回の合意では、ほとんどの重要な点で英国側が妥協した形となっている。特に漁業協定については、移行期間中も EU 規則に留まることについて、スコットランド保守党などから反発の声が上がっている。また EU 市民の移動の自由については、移行期間中に英国に移住する権利を保障するかわりに、EU 内の英国人に同じ権利を保障することで合意されている。ただ英国側は移住した本人の権利は保証するものの、移行期間終了後に移住してくる、その家族に英国人と同様の

¹ 同草案は12月に大筋合意した離脱協定案と、移行措置案、最終的な離脱協定を組み合わせたものとなっている。同草案は色分けで現在の交渉状況が把握できる(緑:交渉官レベルで合意、黄色:ほとんどが合意だが若干の要修正、色なし:さらなる交渉が必要)。

権利を与えない方針を示していた。しかし、ここでも、英国側が妥協した形となり、移行期間後に移住した EU 市民の家族にも無料でビザを発給することで合意された。さらに、移行期間中の EU 市民の権利については、EU 司法裁判所 (ECJ) の管轄下とすることは合意されている。ただ、英国側は、離脱直後 (移行期間開始直後) に ECJ の管轄下から離れることを希望しているため、EU 市民の権利以外は、今後も協議を続けていくこととなった。また、今後も交渉が必要な課題には、ジブラルタルの移行期間適用²や、警察、司法の協力体制なども残されている。

最後まで尾を引く可能性のある北アイルランド問題

ただ移行期間が実現するかは、今回の EU 離脱協定草案が全て合意できるかにかかっている。バルニエ首席交渉官は「全てが合意されるまで何も合意されない」とのこれまでのスタンスを再度強調し、EU 離脱協定が全て最終合意に至らない限り、移行期間については確約が無いと牽制した³。

合意を目指す上で、最も大きな障壁は、アイルランドと北アイルランドの国境問題といわれている。アイルランドと北アイルランドとの国境線は約 500 キロであり、現在は物理的な国境検査がない。フェンスや通関等のハードボーダーを設置しない状況で不法移民や密輸出入を防ぐことは現実的には不可能といわれている。英国政府は、アイルランド国境問題について、テクノロジーを活用した解決策⁴などを提案しているものの、上手く機能する証拠が示されていないと EU 側は懸念を強めている。さらに EU 側は、仮に明確な解決策が最後まで提示されなければ、ハードボーダーを避けるため北アイルランドのみを“共通規制地域”として単一市場・完全同盟に留める「バックストップ」オプションを提案している。当初、メイ首相は、このオプションを「英国の首相が誰であってもこれに合意することはできない」と拒否していたものの、結果的に今回の離脱協定で受け入れを表明した。

ただ与党保守党と閣外協力関係を結んでいる北アイルランド地域政党の民主統一党 (DUP) は、国境問題は簡単に解決できることではなく、「バックストップ」オプションに合意したメイ内閣への批判を強めているのが実情である。英国政府は、4月中旬までに国境問題に関する英国・EU の会合 7 回のスケジュールを発表している。(3月26日～4月18日の間に実施される予定) 英国側は、EU との貿易協定や特別な技術的解決策などによって、EU 側のバックストップ案の代替案を提案するとしているが、現実的な解決策かは未知数である。

² バルニエ首席交渉官は、移行期間はスペインが英国と別途合意しない限りジブラルタルには適用しないことを強調している。一方、スペイン政府は、ジブラルタルをスペイン領土と主張し、EU 離脱後の英国に対し返還を要求するなど双方の主張が折り合わない状況となっている。

³ ただ、これまで EU 側は、英国がアイルランド国境問題の現実的な解決策を提示しない限り、移行期間について合意しない意向を示していたことから、EU 側からの若干の妥協が見られたことは確かである。

⁴ ジョンソン外相は、2月27日の BBC のインタビューで、ナンバープレート認識システムなどを採用しているロンドン市内のコンジェスチョン・チャージ (混雑課金/渋滞税) を例に挙げ、テクノロジーを活用することで解決可能としている。

図表2 アイルランドと北アイルランドの国境での「バックストップ」オプション



(出所) <http://www.freeusandworldmaps.com/html/Countries/EuropeanCountries.html> より大和総研作成

金融パスポートの行方は？

仮に、今後、EU 離脱協定草案が英国議会で承認されたとしても、新協定交渉の協議が移行期間中に終結する可能性は低いとされるため、ハード・ブレグジット（ノー・ディール）が起こる可能性は依然変わらないとする向きも多い。今回の移行期間の暫定合意を受けても、金融パスポート制度についての懸念を抱える金融機関や、サプライチェーン分断に直面する自動車セクターなどの懸念は払拭しきれていないといわれている。またユーロ圏の金融規制当局も、今回の移行期間の合意に関しては、「まだ決まっていないことが多く、（アイルランド国境問題もあるため）何も完全に保証されていない」とし、2019年3月末の英国のEU離脱に備え、EU加盟国で銀行ライセンスの取得を促しているのが実情である。

特にバルニエ首席交渉官は、英国が単一市場を離脱することは金融パスポート制度を失うこ

とであると再三警告している。ただ金融パスポート制度に関しては、EU加盟27カ国が、3月23日のEUサミットで承認される予定のEU側の通商交渉の指針草案の付随文書に金融サービスについて追記したとの報道も見られる。その内容は、非EU加盟国である第三国の投資サービス規制の枠組みがEU相当として認められる、「同等性評価」のフレームワークをさらに改善したものを検討しているとされる。ただハモンド英財務相は、たとえ現在の欧州証券市場監督機構(ESMA)の同等性評価を拡張した形でも、相互で納得できるものではないと承認しない姿勢を示している。特にEU側の裁量のみで直ぐに取り消しが可能な単なる「同等性評価」では、英国側の要望を満たせないことは想像に難くない。メイ首相は、それに代わる「相互認証」制度を通商協定に盛り込むことを目指しており、これにEUが呼応したかが注目される。

無論、日本や英国等の先進国の金融サービス規制のフレームワークが同等と認められないということは理論的に想定しづらい。ただ、EU側が検討しているとされる「同等性評価」に関しては、英国側が期待していたものとはほど遠い可能性も払拭しきれない。通商交渉の鍵は、金融パスポートになるといっても過言ではなく、今後のEU側の対応が注目される。

(了)